

浄化槽放流水に水質基準



与党は1月23日に、水環境を守るため、し尿と生活排水を処理する浄化槽の構造基準を定めている浄化槽法を見直し、浄化槽からの放流水に水質基準を定める方針を決めました。

1983年に議員立法で制定された浄化槽法は、浄化槽処理性能基準に建築基準法の構造基準を適用していますが、この建築基準法では厳しい基準を設けられません。一方で全国の湖沼の60%近くが環境基準を達成しておらず、生活排水対策が急がれている現状から、放流水の水質基準を設けることにしました。

建築基準法の構造基準では浄化槽の処理性能をBOD 90mg/L以下に定めていますが、環境省の国庫補助要綱ではBOD20mg/L以下と厳しくなっています。与党はこの要綱の数値に合わせる考えです。

また、現行法では浄化槽を設置している個人や管理業者らが、清掃、保守点検をきちんと行っているかどうかを都道府県が監督できる規定がありますが、年一回実施が定められている定期検査には監督規定や罰則がないので受検率が16%と低い状況にあります。そこで、改正案では定期検査においても都道府県に監督権を与え、守られていない場合に罰則の対象にする方針です。

資料:2005年1月25日付 化学工業日報 P12

生活環境箇所 清水 圭介

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

